

○経済産業省告示第十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、産業機械製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成三十一年経済産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の
機関の基準）

第三条 産業機械製造業分野に係る特定技能雇用
契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等
を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定
める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる
本邦の公私の機関が次のいずれにも該当するこ
ととする。

一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国
人材受入れ協議・連絡会（次号において「協
議・連絡会」という。）の構成員であるこ
と。

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の
機関の基準）

第三条 産業機械製造業分野に係る特定技能雇用
契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等
を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定
める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる
本邦の公私の機関が次のいずれにも該当するこ
ととする。

一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国
人材受入れ協議・連絡会（次号において「
協議・連絡会」という。）に加入するこ
と。ただし、特定技能外国人を受け入れて
いない場合にあっては、特定技能外国人を

二 「略」	受け入れた日から四月以内に協議・連絡会の構成員となること。 二 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 本邦において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）

）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この告示の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

二 在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

三 入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する者からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

3 施行日前に、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、産業機械製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下「基準」という。）に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、この告示による改正後の基準に適合するとして同項に基づき交付

した証明書とみなす。

4 次の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、なお従前の例による。

一 この告示の施行の際現に入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者

二 附則第二項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第二項の規定に基づき交付を受けた証明書所持し、この告示の施行日以後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

三 附則第二項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項の規定による許可を受けた者

四 附則第二項第三号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三項の規定による許可を受けた者

五 施行日前に附則第三項の規定により改正後の基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなされる証明書の交付を受け、この告示の施行日以後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者